

公布された規則のあらまし

佐賀県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則（規則第3号）

- 1 地方卸売市場において買受人以外の者に対して卸売をすることができる場合として、食品製造業者等に対し、国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき卸売をする場合を追加することとした。（第12条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第4号）

- 1 木材の安定供給の確保に関する特別措置法第15条に定める林業・木材産業改善資金について、償還期間の特例措置を設けることとした。（第6条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成29年4月1日から施行することとした。